

各 関係団体 御中

香川県知事 浜田 恵造

準感染警戒期における対策について

本県では、9月11日（金）までを「感染警戒期」として、これまで県民の皆様、事業者の皆様に対し、特措法に基づく各種の協力要請をしてまいりました。

県民の皆様、事業者の皆様には、この間の各種の要請に御協力いただき、感謝申し上げます。

現状といたしましては、一定数の感染者の発生が散発的に見られるものの、感染が急増または拡大しているという状況にはなく、他の都道府県においても、新規感染者が一定程度減少傾向にあると考えられます。

こうした状況や県内の医療提供体制などの指標等を総合的に判断して、9月12日（土）以降は、「準感染警戒期」に移行することとし、引き続き、感染拡大防止の徹底を図りながら、社会経済活動の維持・回復との両立に向けて取り組んでまいります。準感染警戒期においては、これまでの感染警戒期における、いわゆる特措法に基づく協力要請ではなく、協力依頼という形で、県民の皆様、事業者の皆様へ感染防止対策を徹底いただくことなどをお願いすることとしております。

貴職におかれましては、こうした状況を御理解いただき、「準感染警戒期における対策（9月12日以降）について」（別紙）の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願い申し上げます。

準感染警戒期における対策（9月12日以降）について

令和2年9月9日

1. 県民への協力依頼等

(1) 外出について

- 感染拡大地域※への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力依頼。当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼
※新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼
別添1：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力依頼
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力依頼
別添2：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力依頼
別添3：「人の接触を8割減らす10のポイント」
(令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 別添4：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
(令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力依頼
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼

2. 事業者への協力依頼等

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼
別添1（再掲）：業種別ガイドライン
別添5：今後における適切な感染防止対策
- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力依頼
別添2（再掲）：かがわコロナお知らせシステム
別添6：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力依頼。特に、この期間は集中的に協力依頼

- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力依頼
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力依頼

3. 催物（イベント等）の開催

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力依頼
協力依頼に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添 7：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添 8：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 観光振興

- 観光振興については、四国及び中国地方からの誘客に取り組むこととし、今後の状況を踏まえつつ、対象地域等を適宜見直す。

6. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

上記の「準感染警戒期における対策（9月12日以降）について」は一部省略となっております。全文は県ホームページに掲載しておりますので、下記アドレスよりご確認をお願いいたします。

HP アドレス：

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_1/wr8nc8200908083034.shtml